

虐待防止対応規程

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

株式会社そる一な 虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社そる一な（以下「法人」という）が提供する福祉サービスにおいて、利用者に対する虐待を防止するための体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が適切に福祉サービスを利用できるよう支援することを目的とする。

(虐待の定義)

第2条 この規程において「虐待」とは法人の職員が利用者に対して行う次の各号の行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷を生じさせ、又は生じさせるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動その他利用者に心理的苦痛を与える言動を行うこと。
- (3) 利用者に対してわいせつな行為を行うこと又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (4) 著しい減食、長時間の放置その他養護を著しく怠ること（ネグレクト）
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、又は不当な財産上の利益を得ること。

(虐待の禁止)

第3条 法人職員は、いかなる場合においても利用者に対する虐待を行ってはならない。

(虐待の通報及び発見時の対応)

第4条 利用者本人、家族、職員その他関係者から虐待の通報があった場合は、本規程に基づき速やかに対応するものとする。

- 2 法人職員は、虐待を発見した場合又は虐待が疑われる場合には、速やかに虐待防止受付担当者へ報告しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 法人は虐待防止体制の責任者として虐待防止対応責任者を置き、虐待防止対応尾責任 sy は各事業所の管理者とする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待事案の内容確認及び原因の分析
- (2) 再発防止策及び改善策の検討
- (3) 関係者との協議及び対応調整
- (4) 改善状況の確認及び関係者への報告
- (5) 支給決定市町村等への必要な報告

(虐待防止受付担当者)

第7条 利用者等が虐待の通報を行いやすいよう、法人に虐待防止受付担当者を置く。

- 2 受付担当者は虐待防止対応責任者が指名する。
- 3 受付担当者が不在の場合は通報を受けた職員がこれを受け付け、速やかに受付担当者へ報告する。
- 4 通報内容は所定の様式により記録し、速やかに虐待防止受付担当者へ報告する。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者及び関係者からの虐待通報の受付
- (2) 職員からの虐待通報の受付
- (3) 通報内容及び利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
- (5) 対応状況の確認及び記録

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書、パンフレット、ホームページ等を通じて本規程の内容を利用者及び関係者に周知する。

(虐待通報の受付)

第10条 虐待の通報は所定様式のほか、文書、口頭等いずれの方法によっても受け付けることができる。

- 2 受付担当者は通報受付時に次の事項を記録する。
 - (1) 虐待の内容
 - (2) 通報者の要望
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 第三者委員の立会い等の要否

(虐待の報告・確認)

第11条 受付担当者は、虐待の通報内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員へ報告する。

- 2 匿名による通報があった場合でも必要な調査及び対応を行う。
- 3 虐待が認められた場合は、支給決定市町村へ速やかに報告する。

(虐待解決に向けた協議)

第12条 虐待防止対応責任者は、通報内容の解決に向けて通報者及び関係者との協議を行う。

- 2 対応は原則として通報から14日以内に実施する。
- 3 必要に応じて第三者委員の助言又は立会いを求めることができる。
- 4 対応結果は記録し、関係者に確認する。

(記録及び結果報告)

第13条 虐待防止対応責任者は、通報受付から解決までの経過及び対応結果を記録する。

- 2 改善状況について通報者及び第三者委員へ報告する。
- 3 解決が困難な場合は、市町村等の相談窓口を案内する。

(解決結果の公表)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待対応及び改善状況を定期的に第三者委員へ報告する。

- 2 法人はサービスの質向上のため、個人情報に配慮したうえで対応状況を事業報告等に掲載することができる。

(虐待防止のための職員等研修)

第15条 法人は虐待防止のため、職員に対する研修を定期的実施する。

- 2 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

第16条 法人は虐待防止委員会を設置する。

- 2 委員会は定期的開催し、虐待防止の取組及び再発防止策を検討する。
- 3 委員長は虐待防止対応責任者とする。
- 4 必要に応じて第三者委員を委員に加えることができる。

(権利擁護のための成年後見制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、利用者の権利擁護のため必要に応じて成年後見制度の利用について利用者及び家族へ情報提供を行う。

附則 この規程は

平成27年 4月 1日から施行する。

令和 2年 4月 1日改訂

令和 6年 3月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂